

大口定期

(自由金利型定期預金)

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (大口定期)
販売対象	・個人、法人
期間	・定型方式 … 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 … 1ヶ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いが できます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に 到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の 前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特 別所得税」が課税されますので、税率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。) (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります
手数料	—
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から 解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電 話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東 京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話: 076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776 -23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当 金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03- 3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の 対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円まで とその利息が保護されます)